

浜松市規則第 1 1 号

浜松市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

浜松市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成 1 2 年浜松市規則第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																	
<p>(委任事務)</p> <p>第 2 条 次の表に掲げる事務を保健所長に委任する。</p>		<p>(委任事務)</p> <p>第 2 条 次の表に掲げる事務を保健所長に委任する。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第14条第15項</u>の承認に関する事務（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）</p> <p>(9) <u>第14条第16項</u>の規定による届出の受付（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）</p> <p>(10)～(42) (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>11の2～47</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事務の区分		1～10	(略)	11	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第14条第15項</u>の承認に関する事務（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）</p> <p>(9) <u>第14条第16項</u>の規定による届出の受付（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）</p> <p>(10)～(42) (略)</p>	11の2～47	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事務の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第14条第13項</u>の承認に関する事務（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）</p> <p>(9) <u>第14条第14項</u>の規定による届出の受付（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）</p> <p>(10)～(42) (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>11の2～47</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		事務の区分		1～10	(略)	11	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第14条第13項</u>の承認に関する事務（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）</p> <p>(9) <u>第14条第14項</u>の規定による届出の受付（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）</p> <p>(10)～(42) (略)</p>	11の2～47	(略)
事務の区分																			
1～10	(略)																		
11	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第14条第15項</u>の承認に関する事務（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）</p> <p>(9) <u>第14条第16項</u>の規定による届出の受付（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）</p> <p>(10)～(42) (略)</p>																		
11の2～47	(略)																		
事務の区分																			
1～10	(略)																		
11	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の施行に関する次に掲げる事務（動物用医薬品等に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>第14条第13項</u>の承認に関する事務（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）</p> <p>(9) <u>第14条第14項</u>の規定による届出の受付（薬局製造販売医薬品の製造販売に係るものに限る。）</p> <p>(10)～(42) (略)</p>																		
11の2～47	(略)																		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

(あらまし)

この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。